【 資 料 ３ 】

メンタルヘルスに係る研修事業の実施方針

（平成27年6月22日福利課長決定）

１　趣　旨

メンタルヘルスに係る研修事業は、職員のセルフケアや職場のコミュニケーションづくりの必要性等についての意識啓発を図る取組として重要なものであるが、研修事業に係る取組が十分でない現状があることから、職場研修や管理職研修を義務付けるとともに、研修用資料の内容整備等を図るなど、研修事業の一層の充実を図る。

２　職場研修

（1）道教委の取組

①　学校等からの要望に応じて、研修講師を派遣する体制を整備する。

②　学校等の職場研修において活用できる研修用資料を整備する。

③　学校等が設定する「メンタルヘルスの日」における職場研修の実施など、職場の研修環境等の整備が図られるよう指導する。

（2）学校等の取組

①　メンタルヘルスに係る職場研修を少なくとも年に一度、実施する。

②　学校等が設定した「メンタルヘルスの日」における職場研修の実施など、職場の研修環境等の整備に努める。

３　管理職研修

（1）道教委の取組

①　全ての管理職が、年に一度、メンタルヘルスに係る管理職研修を受講できる機会を確保するため、必要な措置を図る。

具体的には、校長会等と協議し、全道校長会等の会議、管内別の研修会や研究協議会等の機会を活用する。

②　新任の管理職については、全員、「メンタルヘルスセミナー」を受講できる機会を確保するため、必要な措置を図る。

（2）学校等の取組

①　校長等の管理職は、年に一度、メンタルヘルスに係る管理職研修を受講する。

②　新任の管理職については、全員、「メンタルヘルスセミナー」を受講するよう配慮する。

４　研修資料

（1）道教委の取組

①　職場研修等で活用できるようＤＶＤの整備を図るとともに、既存の研修資料の内容を精査することや電子媒体等の活用など必要な整備を図る。

ア　研修用ＤＶＤ

教育局備え付けのＤＶＤを整備するとともに、職場研修等での活用促進を図る旨を通知する。

イ　リーフレット

「重点取組事項」等をコンパクトにまとめたリーフレットを作成し、配布する。

ウ　その他研修資料

既存資料の内容の精査や電子媒体の整備等を行う。

（2）学校等の取組

①　メンタルヘルスに係る職場研修を実施するに当たり、研修用ＤＶＤやリーフレット等の研修資料の活用に努める。

５　その他

（1）　この実施方針に定めるもののほか、研修事業の実施に必要な事項については、北海道高等学校長協会、北海道特別支援学校長会等の関係団体と協議の上で、道教委が決定する。